

九重町の立地企業に対する優遇措置等（令和4年4月～）

補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
九重町企業立地 促進助成金 交付要綱	製造業、電気・ガス・熱供給業、 学術・開発研究機関、職業・教育 支援施設、百貨店、総合スーパー	<ul style="list-style-type: none"> ○投資額 5,000 万円(増設は 2,500 万円以上) ○新規雇用者数 5 人（増設は 1 人）以上 ○土地取得後 1 年以内の着工（増設は 2 年以内） ○公害防止措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額相当 ②新規雇用者数×10 万円 ③用地取得費×10% ④ケーブルテレビ引込工事費、加入金、使用料の免除（1 回線、工事費・加入金は 1 回、使用料は 3 年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ①なし（3 年間のみ） ②500 万円（3 年間の合計） ③3,000 万円 ④なし
	情報サービス業 インターネット附随サービス業 コールセンター業	<ul style="list-style-type: none"> ○新規雇用者数 5 人（増設は 1 人）以上 ○土地取得後 1 年以内の着工（増設は 2 年以内） ○公害防止措置の実施 	新規雇用者数×10 万円	500 万円（3 年間の合計）